

(平成26年12月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8727

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万2,000円、申立期間②は6万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日

申立期間の賞与記録が無い。A社の届出漏れだと思うので、訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は2万2,000円、申立期間②は6万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成21年12月\*日に解散し、清算終了している上、同社の元清算人は、「申立期間に係る賃金台帳を保管していないため、確認できない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8728

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 17 日から同年 11 月 10 日まで  
厚生年金保険の記録によると、昭和 25 年 11 月 10 日から 38 年 8 月 20 日までが A 事業所（現在は、B 社）の被保険者期間となっているが、実際は 25 年 3 月 17 日から勤務していたはずであり、申立期間の被保険者記録が無いのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げている A 事業所の同僚の厚生年金保険被保険者記録及び申立人から提出された写真から判断すると、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B 社は、「当時の資料を保管していないので、申立人の勤務実態、厚生年金保険の届出及び保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において同事業所の被保険者であった者は、申立人を除いて 12 人であったことが確認できるところ、そのうち 10 人は死亡又は連絡を取ることができず、残りの 2 人は、「何十年も前の古いことなので、申立人や社会保険の取扱いについては覚えていない。」、「申立人が A 事業所に在籍していたことは覚えているが、当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と証言しており、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いに係る具体的な証言が得られない。

さらに、申立人に係る A 事業所の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者証及び厚生年金保険

被保険者台帳索引票における申立人の資格取得日は、いずれも昭和 25 年 11 月 10 日と記録されており、社会保険出張所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月2日から同年10月16日まで  
昭和36年6月から39年12月頃までA社に継続して勤務しており、この間一度も退職していないはずなのに、申立期間における厚生年金保険の記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険適用事業所台帳によると、A社は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社所在地を管轄する法務局は、「A社は、昭和47年7月\*日に清算終了している。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立期間当時、A社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚は、「A社は、支店がたくさんあったので、申立人のことは覚えていない。」「申立人のことは知っているが、勤務期間を覚えていないため、申立期間当時の勤務状況については分からない。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和39年6月2日に被保険者資格を喪失し、同年10月16日付けで再取得していることが確認できるところ、再取得時の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は新たに払い出されており、当該記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記載されている資格取得日は、上記被保険者名簿及びオンライン記録における資格取得日と一致しているなど、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な状況は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。